

第6回あきる野市行政改革推進市民会議について

- | |
|---|
| <p>・日 時：平成21年7月30日(木)午後3時00分から午後5時30分まで</p> <p>・場 所：市役所 5階 505会議室</p> <p>・出席者
(委員)：〔委員長〕近藤智孝〔副委員長〕岡野哲史、河邊行廣、木原克二、俵武司、倉田克治、鶴田和男、中嶋博幸、山本仁志、坂本栄司、小泉恵美、吉田栄久夫
(関係者)：萩原副市長、浦野企画政策課長、篠原市長公室長、宮田財政課長
(事務局)：私市企画政策部長、田中企画政策課主幹、大久保主査、櫻澤</p> <p>・議 題：(1) 第5回市民会議における課題について
(2) 各テーマの検討について(市民会議委員の意見の一覧)・・・〔資料1〕
ア 歳入の確保策
イ 人件費・報酬関係
ウ 指定管理者関係
エ 補助金関係
(3) その他</p> <p>・配布資料：① 第6回あきる野市行政改革推進市民会議 次第
② 資料1 あきる野市行政改革推進市民会議における委員の意見等について
(第1回～第5回)
③ 放置自転車のリサイクルについて
④ 既存民間住宅の借上げによる公営住宅の供給の促進</p> |
|---|

議 事(要旨)

委 員 長：(挨拶)
前回からようやく提案が出てきて面白くなってきたところです。本日も、引き続き、市民の目から見た市の行政改革について、ご意見をください。
(1) 第5回市民会議における課題について
事 務 局： 前回、ご提案いただいた放置自転車のリサイクルと民間アパートの借上げについて調べましたので報告します。 まず、放置自転車のリサイクルについてですが、いろいろな自治体で取り組まれているので、そのバックボーンを調べました。 ※ 資料「放置自転車のリサイクルについて」と「既存民間住宅の借上げによる公営住宅の供給の促進」について、説明をしました。 平成8年に公営住宅法が改正され、民間住宅の借上げによる公営住宅の供給が可能になりました。この従来方式は、住宅1棟をまるごと20年間借り上げる方式ですが、これではうまくいかず、今年5月には、国土交通省が、既存の民間住宅を1戸単位で、期間も5年という短期間で借り上げできるガイドライン(案)を作成しています。ご提案いただいた案件につきましては、このガイドラインの中の一つの事案としてのってきている新しいスタイルのものであると理解しています。 以上が報告になります。

委員 長： 今の報告について、何かありますか。

委員： 今、報告があった案件については、2件とも私が提案したのですが、まず放置自転車については、法律を理解した上で提案をしたものです。その上で、市としてどうやって放置されている自転車を処理していくのかを知りたいです。

今は、不要物ということで税金を使って処理していますね。このような自転車は、防犯登録で所有者が分かるものがほとんどですから、通知したにも関わらず取りに来なければ不法投棄になります。この場合、不法投棄として処理しなければならないものを、なぜ税金を使って市が処分するのか分かりません。遺失物の場合は、遺失物法が改正されていますので、その自転車が不要物となれば2週間で処分できます。何が何でも放置自転車の法律にのっかってやれということではなく、市として、どうしていきたいかをお聞きしたいです。できない理由ではなく、どうやればできるのか、税金をかけないで済むのかを示してほしいです。

私が民間住宅について提案したのは、市が民間住宅を借りた場合には、市がその管理について責任を負うことになりますので、そうではなく、お金で家賃補助をしてあげればよいと考えたからです。

例えば、居住者が何か不要物をおいたまま退去した場合、借上げでは、市の責任になります。そうではなく、居住者と大家で解決できるようにした方が、市として手間がかからなくてよいのではないかというのが私の提案です。

委員 長： やや認識にズレがあったようです。放置自転車については、簡単明瞭に言えば、今後、自転車の問題を検討してほしいということだと思います。また、そのような問題に関して行政はどうしてもっとスピーディーに対応できないのかというご意見だと思います。それでよろしいでしょうか。

委員： はい。

委員 長： 住宅の問題につきましては、枠組みではなく、補助金ではありますが、そのような対応が可能なのかどうか。この問題については、この会議の答申の中に入れるかどうか、まだ検討しているところですが、公営住宅法の中で、補助金対応をすることは可能なのでしょうか。

事務局： 公営住宅法による借上げ方式については、市が介在して対応することになっていきますので、その枠組みの中では市を抜きにして対応することは難しいです。ただし、ガイドライン(案)の中では、可能な限り民間委託で管理をするようにされています。

委員： 補助金方式でやってはいけないという規定がありますか。法律にのっただけでも、住めればいいのではないのでしょうか。

委員 長： 極論すれば、市営住宅をすべて売却して、補助金制度にすればいいのではないかという問題提起だと思います。

委員： 市は助成金を出して、民間団体の応援をしています。その住宅版として、数万円のお金を出しているケースはないのですか。例えば、民間会社では、住宅に対する助成金を出して、民間住宅に住めるようにしています。

委員： 保護者の収入による保育園の保育料の違いは、市が補助しているのではないのですか。それと同じような感覚です。

委員： 法律に基づかず住宅の貸与をしてはいけないという制約は、多分ないと思います。生活困窮者や母子家庭などには、生活のためのいろいろな手当が出ていると思いますが、それと同じようなものが住宅制度にもあってしかるべきだと思います。都営や市営の公営住宅は、家賃が安く、住宅補助を出したのと同じくらいの効果があるからつくられたと思います。

住宅制度は、戦後の住宅難の時に、公営で住宅を補ったものですが、一定期間が過ぎたら不要です。現在、市営住宅に入居している人は、いつまで入居しているのですか。ほとんどの人は努力して自分の家を持つなど、公営住宅から出て行くのに、特定の人はずっと退去しないのであれば、税金の不公平な使い方になります。一定の期間を設けて出て行ってもらえないと、税の公平性から考えるとおかしいです。そのような点からも、なぜ住宅の助成制度がないのでしょうか。

委員長： ○○委員は経験者として何かご意見がございますか。

委員： 補助制度をつくることは、可能だと思います。ただし、市民全体が対象になるので相当の人数になり、市の予算が足りるのだろうかという問題があります。

それから、何年住むのかということについては、ほとんど永久に住むことになります。最初に借りた人が亡くなると、その後継者が住むことになります。

委員： 100人なら100人という枠で助成をすればいいのです。公営住宅と同じで1人空きが出れば、新規で1人助成を増やすということにすればよいと思います。

委員長： 総合政策の問題になりますが、どうでしょうか。住宅制度と補助金制度の問題として、まさに幹と根っこの絡み合いの状態になります。流れから言えば、市の政策として、住宅のない方への福祉制度である市営住宅をすべてやめてしまって、補助金制度への変更が可能かどうか。また、それが是か非かを検討してください。

委員： 市営住宅の必要性は何かということですが、そこを曖昧にしたまま建替えをすることになっていますが、昔と異なり、今は住宅が足りているのだから、その分は助成金を出せばよいのではないのでしょうか。

委員長： 難しい問題であり、今日、突然出てきた話題ですが、参考意見があればお願いします。

委員： 行政の負債をできるだけ早く減らしたいという動きの中で、先ほどお話がありましたように、一度入ったら出ていけないということには法律上の権利があります。その人たちがどこかに転居するために建替えをしながら、その跡地を売却し、負債を減らしていくという考えも少しはあると思います。本来は、建替えをすべて中止して、売却するということが一番良いと思いますが、その流れに乗っているが、現状は頑として転居しない人たちがたくさんいるので、その人たちをまずどこかに移す必要があると聞いています。皆さんがおっしゃっているような方向には向いていると思うのですが、今、できることとしては、やむを得ず建替えによりそのような人たちを移すという考えがあるのではないかと考えています。

委員長： 問題点の一つとして、それが分かるようになりました。また補助制度の総合的な検討も必要ですので、課題が2点あります。ただし、法律的に可能かどうかについては、今後、検討が必要です。

委員： もう一つ重要なのは、建てた後の管理運営費がどのくらいかかるのか。家賃収入との関係がかなりアンバランスなのではないかと思います。そのような観点から見て

		これは大きな問題です。作れば必ず管理運営費がかかるので、その意味では非常に注目しています。なぜ民間の手法がとれないかと思います。
委員	長：	役所として、現時点で何か答えられることはありますか。
関係者	者：	我が国の法制というものは、法律に基づいて何かを実施する場合、手厚く国の補助金等がきます。公営住宅も同じで、公営住宅法に基づいて建て替える場合は、相当な額の補助金があります。しかし、これに基づかず市単独で補助事業をやる場合は、すべて市の持ち出しになってしまいます。
		時代の要請に合わせて、国も建替えを含む新規建設のみを補助する考えを緩和してきていますが、国の補助制度を使う有利さと市独自の補助金を出す優位さを比較して、最大限有利な方法を検討します。現在は、比較も全くしていませんので、そういったこともよく調査し、法律上の制約がどの程度あって、どこまでが動ける範囲なのか、動ける範囲で最大限有利な方法を探っていきたいと思います。
委員	員：	国の補助金というのは、建替えのとき以外にも出るのですか。
関係者	者：	いいえ、基本的には建替えのときだけですが、市の持ち出しがすごく少なくて済むような相当額の補助金が出ます。
委員	員：	建替えのときだけということは、その後の減価償却や管理費は、すべて市が出さなくてはならないということですね。
関係者	者：	そこまで詳しいことについては、把握しておりません。
関係者	者：	詳細までは把握しておりませんが、低所得者については、国からの家賃補助があると聞いております。建設費以外で出ているとすると、運営費として家賃の補填をしてもらえます。要するに、高額な家賃をとれないということで、その差額を国が補助してくれると聞いております。
委員	員：	資料を出してもらいたいと思うのですが、所得オーバーしたときには、割増しの家賃が2段階か3段階あると思います。その段階ごとに世帯数を出せるでしょうか。また、所得オーバーしたときに、市は退去の勧告をしないといけませんが、それを実施しているでしょうか。期限を区切って、いつまでに退去してくださいという指導をされているでしょうか。
関係者	者：	そういった資料があるかどうか、調べさせてください。
委員	員：	出せる範囲で結構です。かなりの収入がある人が入居しているような場合があります。
委員	長：	最終的に、住宅施策というものは、低所得者に対する基本的な保護政策の一環であり、柱の一つでしかないのだから、総合的に見ていく必要があります。しかし、今日出た問題は考えていただきたいです。本当は、行政が自主的にそのような問題に対して、終始、取り組んでやっていかないとところに問題があります。
		そこに、どういう問題点があるかを考えてもらって、こういった会議を開かなくても自ら率先して組織機能をもって取り組んでもらいたいと思います。
(2)各テーマの検討について		
ア歳入の確保策		
委員	長：	歳入確保策について、〇〇委員から提案をお願いします。
委員	員：	市民と行政が一緒になって大きな目的に向かってできることはないだろうかという

視点で考えた歳入増の私案になります。

歳入増のためには法人市民税の増収を計ることが基本であると思います。有能な企業家が競ってあきる野で起業し、住民が住みやすい街になれば、住民も増加し、税収増につながります。

そのために、「そうだ、あきる野に住もう」というようなキャッチフレーズをつくったり、現在のある野の資産である「都心に近い」、「自然災害が少ない」、「緑や水に恵まれている」ということを活かすことも重要ですが、それだけでは不十分であり、更なる特色ある街づくりが必要です。

現在の財政状況を考えると、そのための投入財源は、現予算の中から捻出することが大切です。そのためには、最大の歳出費目である人件費を削減することが必要ですが、単に職員数を減らすのではなく、事務量そのものを減らさないと実効性がないと思います。事務量を20%減らすことで、約10億円の人件費を削減できます。

そのために、次の6つの取組を提案します。

1)として、サービスが変わっても不満を感じさせない、市民参加型システムへの転換。ボランティアの積極活用。2)業務の質向上とコスト削減に取り組む職員をしっかりと評価する。公正な職員考課制度の導入。3)事務量削減は「困難だ、不可能だ」との理由は言わせない、聞かない。建設的で楽観的な組織。4)性善説に基づいて業務マニュアルを簡素化し、組織をフラット化する。欧州発祥のISOは性悪説が基本。5)市民は行政のレアケースのミスは容認し、課題を共有する。行政と市民の寛容な信頼関係構築。6)議員は半分、11人とし、代りに給与等を50%アップして専業で市政に取り組んでもらう。

このような改善をして生まれた10億円を「街づくり」に、積極的かつ効率よく投資するために、次の4つの投資の提案をします。

①「働きたい街」の企業環境整備に3億円、②「住みたい街」のハード面の整備に5億円、③「住みたい街」のソフト面の整備に1億円、④「ファミリー住民特典制度」に1億円です。

実際に実現するのは難しいと思いますので、緻密なロードマップと強いリーダーシップが必須と考えています。

委員長： 興味深いご提案をありがとうございました。委員長としては、皆さんから積極的なご意見をたくさん出してもらい、それをまとめていきたいと考えております。市民の目線からのご意見をどんどん出してください。

今のご提案について、皆さんの疑問や参考意見を出していただけたらよいと思います。改革の私案、基本的な骨組み、言葉を変えれば、船着場になる設定です。具体的には、金と人とモノを寄せ集めていかなければならないので、最終的にはロードマップのような形になると思います。提案の一つとしてどうでしょうか。

委員： 大前提となる事務量の20%削減ができるかどうか、根本的なところですが、現状をつかむところから始めてもらいたいと思います。それに応じて縮小すべきところもあると思います。

委員長： だぶって出てきたことで、事務量を減らすという課題が出てきました。

委員： 私も事務量を減らすべきだと思いますが、実際には、地方分権の流れの中で

	<p>地方自治体の事務量はかなり多くなってきていると思います。それに対して現状の職員で対応できるのか、その辺の見通しが市としてありますか。</p>
事務局	<p>5、6年前から事務がとんどん移管されている状況ですが、特に、福祉部門で事務委譲が多いです。その都度、職員をその部門に増やす対応をしてきました。</p> <p>今後も、地方分権がどんどん進んでいくと思いますので、対応を真剣に検討していかないといけないと考えております。</p>
委員	<p>人もおりてくるのではないですか。</p>
事務局	<p>国のうまいところで、3年間は経過措置で面倒を見ますが、それが切れるとなくなります。</p>
委員長	<p>地方分権化によって、事務量が増えるというのは通説ですか。その対応策を検討していますか。</p>
事務局	<p>感覚的なものであり、具体的にどのような事務が増えるというような話はありませんので、まだ検討はしていません。</p>
委員長	<p>率直なところ、市役所の職員の事務量は余裕があるのか、アップアップなのか、事務量を減らせない原因はどこにあるのか。そのあたりの議論をしてみましょう。</p>
委員	<p>市の事務量は、すごく多いと思います。なぜかという事務が煩雑すぎるからです。簡素化しないと職員が何人いても対応できないと思います。</p> <p>その例としては、家具転倒防止の補助金のお知らせがきましたが、それを見てびっくりしたのは、立派なパンフレットをつくっていることです。具体的には、平成21年度については、総数で460世帯に助成を行うことになっています。1つ当たり数千円のものだと思いますが、パンフレットを3万世帯に配るだけでも、総事業費のうちの10万円くらい使ってしまうと思います。もっと簡素なパンフレットで十分だと思います。</p> <p>事務ばかり煩雑で、実効的なものが少ないような事業を、なぜ実施するのでしょうか。また、なぜ転倒防止のような自分の命を守るようなことに助成するのでしょうか。耐震設計であれば、ある程度は意味があると思いますが、市の財政状況が非常に厳しく、このような市民会議を開催しないとイケないような緊急時において、なぜ実施するのでしょうか。この事業は、誰のニーズによるものなのでしょうか。市民の要求があつて議会を通じて出したのか、あるいは内部だけで企画されたものなのでしょうか。総事業費、事務費、実際の助成金がいくらかということきちんとチェックしなければ、このような会議をいくら開催しても意味がないと思います。</p>
事務局	<p>そのようにとられても仕方ない部分があると思うのですが、これは31市町村で構成する市長会で実施している事業です。パンフレットについても、多摩地域全域の必要部数を作成しています。あきる野市単独ではなく、全体で実施しているため無駄に感じる部分があるかもしれません。</p>
関係者	<p>言い訳のようになりますが、この事業が下りてきた時に、本市の割当数はいくつかということが分かっていたので、それなら生活保護世帯や高齢者のみの世帯に、すべてに配布すればよいと提案しましたが、広く市民に周知し、希望者に配布するという制約がありましたので、全世帯に配布したという経緯があります。</p>
委員	<p>〇〇がおっしゃるとおり、本当に困っている障がい者や高齢者に配布すればよいと思います。3万世帯全体に配布して、460世帯のみを対象とするというのは助成</p>

		になるのだろうかという素朴な疑問があります。このような事業を実施するときには、どこかのセクションでチェックしていただきたいと思います。
委 員 長:		〇〇委員のご提案を受けて、事務量の削減について切り込んでいますが、こういう税金の無駄遣いは困る、企画政策部は、何をチェックしているのか。見るべきものは見ろということでしょうか。
委 員:		説明不足があり、分かり難い点があったかもしれませんので補足します。 4)組織のフラット化というのは、係、課、部という階層構造を取り払って、管理者1人に対して担当者を配置して、管理階層を少なくするものです。一般的には1人が7人くらいを管理するのがよいといわれています。それでいくと、2階層で400人くらいは管理できることになります。市が何階層で、ラインの課長、係長が今何人いるか知りませんが、相当数いるのではないのでしょうか。フラット化により、業務の簡略化を図ればよいのではないかという提案です。
委 員 長:		組織をフラット化することに意味があるのではないか。そのことで事務量も削減されるというご提案です。
委 員:		私は、職員の質が問題だと思います。やれる職員、やれない職員、やらない職員など、いろいろなタイプの職員がいます。結果的にやれる職員にしわ寄せがきて、そこだけ見ると事務量は増大していると思います。やらない職員をやる気にさせたり、やれない職員をやれるようにする取組をしていくべきだと思います。年配の職員を見て、なんでこんな簡単なことができないのだろうかと思うことがあります。
委 員 長:		すべての分野、組織において、一定量のできない人がいます。そのような職員の教育制度など、職員の能力向上のために、市として取組をしていますか。
事 務 局:		研修制度があります。内容としては、組織的なものから自己啓発など、いろいろとあります。今のところ、そういう形で実施しています。
委 員:		人事の評価をきちんと実施して、年齢で1年たったらいくら上がるという方法ではなく、やれる人はちゃんと評価して、やらない人には給与でも相応の評価をすればよいと思います。そうしないと若い職員がやる気をなくしてしまうと思います。
委 員 長:		民間の感覚からのご意見ですが、弁明を含めて役所がそのようなことになかなか踏み込めない理由や課題を反論してもらえないでしょうか。
委 員:		今、ご提案のあった公正な職員の考課制度は必要だと思います。
事 務 局:		既に、実施しています。
委 員:		職員の能力は同じでも、市長の近くにいる人間は出世しやすいという話を聞いたことがあります。職員の考課制度を導入しないといけないと思います。なぜなら、仕事をしてもしなくても、昇給や期末手当はもらえます。それだったら、仕事をしない方がいいですし、新しいことをして問題があれば責任を問われますので、現状維持で、なるべく仕事をしないということになるのではないのでしょうか。
関 係 者:		すべての公共団体に共通する課題であると思います。東京都は、試験制度を導入して、やる気のある職員は試験を受けて昇級していきます。 しかし、ここにきて昇級試験の受験者が減りました。無理して苦勞をする必要はないとか、どうして無理して困難な業務をする管理職になるのかと考える職員が増えました。試験制度については、抜本的な見直しが必要になってきています。

本市において、私が感じたことは、職員の能力については、一定のレベルであると思いますが、訓練をされてこなかったということが歴然とした事実だということです。

具体的には、いろいろな場面に出くわす機会が比較的少ないためであり、これは同じところに長期間在職しているのも、一定のルールに従って業務をこなしていれば何事もなく済んでしまいます。外から見ると、どうしてこんなことをやっているのかと思うことも分からなくなってしまいます。

それを改善するためには、研修も重要ですが、やはり日頃のOJTが重要です。OJTを管理職がしっかりやれば、それなりに育つと思います。やる気のあるないに関係なく、時期が来れば昇級して、年がくれば係長になれるというのは改めようと思います。これからどんどん職員が減少していく中で、そのような人事管理では組織は潰れます。やはり優秀な人材については、何らかの方法でしっかりと見極めて、それを養成していく方向に切り替えないと組織がもたないと危機感をもっています。したがって、試験制度もさることながら、勤務評価についても徹底するようにしたいと考えております。

また、事務量については、間違いなく増えていると思います。しかし、職員定数は国の基準で更に1割を減らせと言われていました。

そういう中、限られた人材でやろうとすれば、事務のやり方を見直す必要があります。言い方は悪いですが、手を抜いてもできるところは、抜くことをしないといけないと考えています。非常に優秀な職員の中には、精神的に病んでいる職員もおります。部署によっては、年次休暇も数日しか取れない場合もあります。

行政改革の基本は、自分がやっている事務をいかに簡素化、効率化するかであると思います。そのためには、必要な事務が何であるかを、もう一度見直そうということになり、昨年、補助金を一律でカットしました。本来は、中身を見直してからカットすべきだったのですが、緊急事態ということで、一律カットということにしました。今年度は、そういった事務をしっかりと見極めて、10年経ったからもう役割が終わったので止めましょうという見直しをしたいと思います。

委員： 職員数を1割、2割削減するといっていると駄目で、頑張ればやれてしまうことがあります。トヨタ方式のように、倍やるとか半分にするというようにするとシステムを変えなくては無理です。

その感覚が違います。減らさなくてはいけないではなく、半分の人数でやったらどうなるというのを出させたときに、「こんな問題がある。」という形にもっていかないと絶対に無理です。結果として病人が出たりします。そういった人間は頑張っていた人間であり、頑張らない人間は相変わらず頑張らないのです。

今、ある仕事をするために、400人を200人にしたらどうなるか、何が不要か検討する必要があります。そうしないと手間のかからないものばかりが残って、本来は必要なのに事務が煩雑だからやめてしまうなど、後で問題になってから職員がいらないからできないというような変な言い訳をつくってしまう可能性があります。

関係者： そういった感覚はあります。ただし、行政の場合、違うのは義務的な事務と任意的な事務がありまして、義務的な事務の量がかなり多いです。先ほどのスパン・オブ・コントロール(管理の幅、統制の範囲)の話ではないですが、所掌が狭い範囲しかみられないものとルーチンワークで比較的広い範囲で見られるものがあります。

それが一つの目的に従って何かを生産するというものと違って、総合商社のようなものであるため、すべてを一律の方法ではいけないということが一番の悩みです。

例えば適切か分かりませんが、生活保護者に対して個々に面接するケースワーカーのような職員は、まさにマンパワーです。平均で1人当たり80人のところを本市では約120人みえています。そのような職種は業務を削るということができません。業務を削るということは、30分かけてじっくり話を聞くところを15分で切り上げるというようなことにつながる可能性がありますので、その怖さがあります。ケースワーカーのような業務もあれば、手続きを淡々とこなすルーチン的な業務など、千差万別の業務がありますので、一律の方法で取り組むことが難しいです。

委員： すべての職員がいつも自分の業務を良い方向に改善できるようにしていないといけないと思います。課長、係長は、書類が自分のところに回ってきたときに、自分の部下に対して的確な指導ができるでしょうか。実際は、恨まれるからなかなか指導をしません。どうせ上に回るから上の人に言ってもらえばいいというような考えがあります。

あきる野市役所の職員は、そういうことはないと思いますが、自分の部下の指導を全くしないというようなことがあります。そういうことがもしあれば、しっかりやっていただきたいと思います。

委員長： 福祉分野の事務量増加の問題について ○○委員はご意見ございますか。

委員： 昔、公務員というものは、遅れず、休まず、働かずというものでした。本市も、かつては年功序列の温情主義的なもので人事をやっていたと思います。合併当時は、もっと明るい見通しを持っていて、財政的にこんなに酷くなるとは思っていなかったのではないのでしょうか。合併時から職員を150～200人も減らしており、今は、残業代もつけずに遅くまで従事していると思います。

この厳しい財政状況を、平成21年、22年、23年の3年間ぐらいで何とかして頑張っ
て取り組んでいただきたいと思います。議員は3人減らしただけで、議員報酬を減らすことは言い出しません。新しい21人の議員さんには、中心になってやってもらいたいと期待しています。議員報酬については、この市民会議から3割減らせ
と
言
っ
て
い
い
と
思
い
ま
す。

以前、自治基本条例の委員会が13回も開催され、報告書も提出しましたが、結局、全然取り上げられませんでした。今回は、委員への就任依頼をされた時に、そういうことはしないとされました。これだけ素晴らしい人が委員として集まって
や
っ
て
い
る
の
だ
か
ら、議員さんにもあきる野市を立ち直らせるために頑張っ
て
ほ
し
い
で
す。

副市長も東京都からきて、あきる野市の財政がこんなにひどい状態だとは思って
い
な
か
っ
た
と
思
い
ま
す。この1、2年間、なんとか経常収支比率が100%以下になる
よ
う
に
頑
張
っ
て
い
る
と
思
い
ま
す。あまり深くメスを入れては身動きがとれなくなると思
い
ま
す
の
で、当面、この難局を打開する方策を考えて、一定の水準まで戻して、
そ
の
後
は、二度とこのような状況を繰り返さないようにしていくべきだと思
い
ま
す。

委員長： 熱き思いはよく伝わりました。福祉部門の事務量増加の関係はどうか。

委員： あきる野市社会福祉協議会は、補助金と委託費の2億5千7百万円で運営して

います。私は責任者ですが報酬はもらっていません。129名の職員と一緒に、週2、3回出て、汗をかきながら号令をかけてやっています。

福祉部門の場合は、対象者1人のために担当者だけでなく、福祉部長、課長、係長みんなでないと対応できないような案件が、特に、あきる野市では増えていると思います。建設土木の分野は予算をとって、原価計算をして入札をすれば済みますが、福祉分野は人海戦術なので、職員を減らしては対応ができません。

委員長： ポイントを言うと、かなめの人が目を光らせてきっちりやらないとだめです。そこで手を抜くと、組織全体がおかしくなります。なぜ、このような会議を開かなくてはいけない状態になったかについては、我々も含めて、みんなが真剣に取り組むべきであり、同じ過ちを繰り返してはいけない。また、福祉の分野では何人もの職員が必要なシステムそのものにも問題があるのではないかという問題提起もされています。

今日のテーマは、事務量をいかに減らすかという行政改革の基本についてです。ほかにご意見ございますか。

委員： 事務の簡素化というのは非常に難しい問題です。総論では、皆さんがおっしゃるとおりですが、実効的に動かないと意味がありません。ここで議論したことというのは、基本的に来年度以降に実施しようということだと思えますが、事務の簡素化については、速やかに各セクションに少なくとも3つくらいは簡素化する具体的な目標個数を示してとりかかってほしいです。

役所に限らず民間でも働く人と働かない人がいます。評価方式はあってもなかなか機能しないです。首にするのが一番いいのですが、役所だとそれができないため、働かない人が出てくると思います。

まず、組織の中で具体的に何が簡素化できるか考えて実施して、来年くらいには進歩するのではないかと思います。それが具体的なアクションになると思います。すぐに、それぞれのセクションで簡素化についての議論を徹底して、アクションを起こしてほしいと思います。そして、その結果をまとめて、初めて具体的な評価ができると思います。それがないと総論をいくらやっても絵に描いたもちで意味がないと思います。

委員長： 事務量の削減、事務の効率化を含めて、〇〇委員、何かご意見ございますか。企業の発想で結構です。

委員： 事務量を減らすというのは、どういうことなのかよく分かりません。〇〇委員のご意見は、これが実現できたらいいというものばかりですが、具体的に一つ一つを見るとすごく難しいと思います。

議員数についても、半分ということはよく言われることだと思うのですが、実際の議員さんの仕事を見ていると、相当の勉強をしないとイケないため、議員数を半分にした場合には、業務量が倍になるので、やらなくてもいいことがどれだけあるか分かりませんが、果たしてできるのだろうかと思えます。

また、定数が少なくなることで一人の権限が強くなってしまわないかという危うさもあります。それから専門で専門に特化してやっていただくこともいいと思いますが、実社会を知らないことで偏ってしまうことがあるのではないかと思います。果たしてそれが良いかどうかという疑問があります。このご提案は非常に理想的な反面、実現性に疑問があると思えます。

委員長： 船着場まで、どうやって進めていくかを考えると、どの組織、どういう期間、どのようにしていくかというプログラムを組まないと実現できません。ただし、船着場の設定がなされると議論が進みませんので、とりあえず進めております。

〇〇委員は、自治会の事務等に携わっていて、事務量や市からくる事務について、どうしてこんなに多いのかという印象をお持ちだと思うのですが、その点を含めて、事務量の減少について参考意見等ございましたらお願いします。

委員： 先ほど、〇〇委員からトヨタの話がありましたが、私も、5、6年間、トヨタの生産革新というものをやってみましたが、そこには事務も含まれています。これを実施すると自然と改善されて事務量も減り、生産コストも下がってきます。現状の分析をして、改善計画を出して、これに乗っかってやっていくことがメインの制度です。「カイゼン」をやっていくときには、各個人の仕事から課の仕事を細かく分析、認識し、シートに表すことで、改善点がいろいろ出てくると思います。

私が疑問に思っていることは、市役所は書類が非常に多いことです。申請書の様式等は減らせるのではないかと思います。補助金を申請するのに4、5枚も書かないといけない場合があります。それは条例等で定められた役所のシステムなのかもしれませんが、それを変えるにはどうするかということを提案して改善していくべきです。民間会社でも書類は多いです。私が勤めていた会社でも個人個人で様式を作ってしまうので、それを絞り込んで減らした経験があります。ある程度ルールに乗った改善が必要であると思います。

委員長： ここで、暫時休憩をします。その後、〇〇委員から自治体経営アドバイザー制度等の提案があります。

休憩(10分間)

委員長： 会議を再開します。副市長は、所要により退席をしました。

委員： 「自治体経営アドバイザー制度の提案」についてですが、地方自治法174条に専門委員を置くことができるとあります。名古屋市長の河村たかしさんがこれを取り入れたということで、この制度を知りました。組織を変える、あるいは業務改善をするというときには、外からの目といいますか、委員会のようなものを創設して、チェックや提言をしていくとよいと思い提案をさせていただきました。名古屋市の場合は、税理士や大学教授、産業界等、いろいろな分野の委員が参画しています。このような制度について、皆さんいかがでしょうかという提案です。

また、もう1枚の資料の「1 アーティスト・イン・レジデンス事業について」ですが、前回の会議で五日市地区の活性化の話題が出ましたので、私からは、産業構造の変化が問題ではないかというようなお話をしたかと思えます。多摩らいふ21の時にアーティスト・イン・レジデンス事業というものが開始され、16年間実施されてきていますが、これからは、このようなクリエイティブな業務、アーティストに関わるような業務というのは重要視されるのではないかと思います。

緑豊かな環境の中、創造的な仕事をするのに、五日市地区は適していると思うのですが、16年間実施されて、どのような成果があったのかをお聞きしたいです。

また、このような活動が16年続いているということは、ニーズがあるということだと

思いますので、芸術家村のようなものを、まちづくりや五日市地区の産業振興の切り口にすれば良いのではないかと思います。商工会では、高橋先生が五日市の町並みのポスターデザインなどをやられています、あのような方が増えてくると、特徴をもったまちづくりができるのではないかと思います。

最後に、「2 事業所データについて」ですが、①として、今月初めに経済センサス基礎調査というものが行われました。これは、国が実施したものだと思うのですが、この調査データを市として利用すれば良いのではないかと提案です。

もう一つ②については、日経新聞の記事に、「税務情報も活用せよ」という記事がありました。私が、たまたま市の情報を調べた時に、課税課は課税課、商工観光課は商工観光課で、それぞれ縦割りの組織の中だけでデータを所有しており、うまく活用していない状態でしたので、横の連携が必要と感じました。税務情報というものは、最新の情報が常に継続的に入ってくるものであり、こういった提言が日経新聞にも載っているということから、今後、活用できる可能性があるのではないかと思います。市の申告データというものは、法人税の納税額にしたがって課税されてくるので、売り上げなどがきちんと出てこないのですが、税務署とデータをうまく共有できるような環境ができていれば、非常に有効なデータが集められるのではないかと思います。要は、データの活用もしてほしいという提案です。

委員長： まず、自治体経営アドバイザー制度の提案について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委員： こういう名称のものほかに、外部評価制度や外部監査制度というものを多摩市などではつくっており、これと似たようなことをやっています。名称はどうあれ、外部の方のアドバイスを聞いてまちづくりをすることが必要だと思います。

委員： この会議自体もアドバイザー制度の一つだと思います。我々が発言したことが、そのまま決まるわけではありませんが、ある程度、重きを置いて考慮されます。自治基本条例を検討した時の委員会も同様のものであったと思います。

アドバイザー制度でどういう人間を集めるかが大切だと思います。どういう理屈で人を集めて、どういう改革を検討するのか、極端なことを言えば歳入問題だけ、歳出問題だけを検討する会をつくって検討することだと思います。

名古屋市の場合は、大きな市ですので、大学教授等が参画していますが、細かい現場のことはあまり見ないで、かなり大きな世の中の流れとか、諸外国の状況などを見て検討していると思います。

それに対してあきる野市の場合は、それ以前の問題ですので、市の実情や大きさに合わせて、どういったアドバイザーを人選して、将来のあきる野市を考えていくべきなのか、どのような検討をするかで人選が変わってくると思います。

委員長： ○○委員は、歳入増の改革私案を提出しているのですが、このような制度の必要性については賛成ですか。

委員： 基本的には賛成ですが、このような制度が活かせるかどうかは、首長の覚悟次第だと思います。隠れみに使うこともできますし、うまく活用すれば非常に有効な制度であると思います。

委員長： 問題点があればお願いします。

委員： 議会がしっかりしていれば、こうはなっていないと思います。今、我々が議論して、委員長が言うように身の丈にあった経営をしてくださいと言っていますが、出る方が多くて経営が成り立っていません。それをチェックするのは、本来、議会の役割です。しかし、議会は出すことだけに一生懸命で、入ってくることとのバランスについては、物足りない感じです。現状、収入の方が多くて支出が少なければこういった会議もアドバイザーも要らないと思います。しかし、現実には、支出の方が多い状況ですので、どこが問題なのかチェックする常設の審査機関が必要だと思います。行政が議会に対して、なかなか言いにくいのであれば、常設の委員会をうまく活用して、改革できるようにすればよいと思います。

委員長： 資料提供のあった名古屋市の事例の実情について、実態、問題点を調べて次回の会議に提出してください。

委員： こういった制度を活用することは良いと思いますが、以前に、こういった取組や考えがあったのでしょうか。もしなければ、現時点で、今後、このようなことを検討する予定があるのでしょうか。

事務局： このような制度よりも、もう少し気楽な感じ、懇談会というような感じ、市長の諮問機関というような形でやったことがありました。ただし、そこでは、アドバイスをもらうものの、市長にとっては心地よい話が聞ける場でしたので、この制度とは狙いが違うと思います。また、今後、我々執行部がこのような制度を取り入れようという予定はありません。あくまで市長が主体的に考えることであると考えています。

委員長： 行政内部の常識は、世間の非常識、議員の常識も我々から見ると非常識です。なぜ、そのような問題が起きるかという、その状況に慣れてしまうからだと思います。本当は、各人が自戒してそれを取り払わないといけないのですが、それができません。

議員さんの問題がでましたが、これは永遠の課題です。例えば、父と母のうち片方が仕切っていると独裁者になっておかしくなりますが、議論をすることで、長期的にはいいところに収まります。常に、批判を内部に持って行動しないと、人間というものはおかしくなる仕組みなのです。

ご提案のあったようなシステムは、どこかに必要なのです。しかし、理想を言うと職員がしっかりして、毅然とした態度をもって議員さんや市民に対応してくれればいけないものです。そこが難しいところです。

1と2の提案について、事務局から答弁をお願いします。

事務局： 1のアーティスト・イン・レジデンスについては、平成5年の多摩らいふ21事業により五日市町が実施してきました。アートスタジオ五日市のアトリエに3か月間、若手の版画家3名、これは、外国人1名、日本人2名ですが、これを招聘して共同生活して創作活動してもらっています。地域の方と交流して、国際交流活動を進めてもらうという意図もありますが、3か月間という短期間なので、効果の面で十分満足できる結果が出ているかは確認できていません。

また、この事業所データについてですが、経済センサスのデータは、平成22年11月までに、基礎調査の概要が公開されるということですので、公表されたデータについては、使用できるようになると認識しています。ただし、どのように集約して他のデータと引き合わせて、何らかの形で構築するということでは、市の内部に担当

セクションがないというのが実情です。

課税課の税務データについては、担当者と話しましたが、データ収集の仕方が課税のための収集なので、そこには制約があります。特に、個人・法人等を特定できるようなデータを収集することは、本来の収集目的に反してしまうため、すべてのデータを公表することはできないということです。

委員： 現状がそうだということだから駄目では何の進歩もありません。新聞のコラムにもなるような社会の流れがあることなので、条件をクリアして個人情報削除するなど、あきる野市の産業構造の実態を取り出すことは可能だと思います。駄目だという前提ではなく、どうしたら公表できるのか、前向きな検討をしてほしいです。

アーティスト・イン・レジデンスについては、現在、市の事業ということなので、あまり効果が出ていないようでは困ります。ただし、ニーズがあるということは、もう少し効果が出るようなやり方を考えていくべきだと思います。まちづくりとあわせて考えて、改善方策を検討してほしいです。

委員長： 理念から入らせてもらいますと、地域づくりは、最後は人にいきつきます。どれだけ力量がある人が住んでいるか。それから、その人が郷土愛をもって地域づくりに取り組んでくれるか。この2点に絞られます。その点で、特区を設けて芸術家村をつくるのが可能であるならば、その能力面を活かすことができます。これは、それほどお金がかかりません。商工会では、このような課題について、どのように取り組んでいますか。

委員： 現在、商工会で取り組んでいる経済活性化事業の一つに人づくりがあります。今、委員長がおっしゃられたような基本的な考え方があります。とにかく集まってもらって、お互いの考え方を自由に発表しやすい場をつくり、そこで出てきたテーマを基にして、それぞれがレベルアップを図ってほしいと考えております。

委員長： 芸術家村の支援というのは難しいですか。

委員： しばらくの間、美術家連盟や美術友の会を行政が長となって支援をしたことがあります。今は、市民の方が長となって名前を変えてやっていますが、地域やみんなの声を聞きながら、一番、実現可能なところでものを進めていこうということについても、なかなか難しいようです。

委員長： 町内会自治会が非常に厳しいポジションにあるのは、やはり会を育てようという意識が少なくて、心ある人がなかなかいません。そこで一抜けた、二抜けたという状況になっています。それに関連してご意見ございますか。

委員： 以前、発言したかもしれませんが、あきる野市の場合は加入率が平均で60%、福生市だと50~40%台であると聞いています。やはり、今は、町内会自治会離れというのがありますが、私が何人かから聞いたところによると、子どもが育ってしまえば、町内会ほどいいものはないといえます。

町内会に入っているメリットと入っていないデメリットはいろいろありますが、今、秋川地区では、消防の援護会費や安協会費を町内会に入っている人しか払っていないです。このため、入っていない人は、金も体も出さないと恩恵だけ被っているという矛盾があります。

そこで、連合会では、今年から、加入促進ということで、我々の活動を宣伝しながら、一人でも多くの人に加入してもらおうという活動を始めました。まだ、始めた

ばかりなので、どうなるかは分かりませんが、長い間継続してみんなに入ってもらいたいです。特に、災害時に、避難所等に入る場合には、未加入の方の取扱いが非常に難しいです。加入することで、町内会もやりやすくなります。

皆さんからは、町内会は行政の外注ではないかということをよく言われます。そのような面も確かにございますが、私の近所の若い人でも情報がないから、情報を得るために加入したいという人もいます。また、市内の全3万世帯のうち、町内会自治会に加入している2万世帯にしか回覧が回らないですし、新聞も1万世帯はとっていないそうなので、新聞折り込みが入りません。そういったことから加入促進活動を始めました。

委員長： 市を支える末端は住民であり、その第一段階は町内会自治会です。そうするとその根っこ、末端の部分がきちっと立ち上がらない限り、上から何をいっても思うような政策実現はできないという大きな課題を抱えていると思います。

市では、そのあたりを意識して、町内会自治会の強化に取り組んでいると思いますが、現在の取組状況について、少し説明をお願いします。

事務局： 中学校区程度の範囲の地域において、横の連携を図るために、昨年11月に防災安全地域委員会を立ち上げています。現在、地域ごとに活動をしているのですが、その規模が、特に、東の地区では何万世帯になっていますので、そういった規模のところを一つの地区として捉えたときに、果たして機能するのかという課題があります。80の町内会自治会が基礎となりますので、それをこれからどうやってより機能的なものにしていくのかという課題があります。

委員長： 続いて、議員報酬について、〇〇委員の提案をお願いします。

委員： 議員報酬については、下げなければいけないと思います。議員の活動には議員活動と議会活動がありますが、市の報酬をその活動のどこに当てるべきか分かりません。議会活動というのは正規の議会活動、議員活動は自分たちの票集めであると思います。そういった議員活動に対して報酬を払う必要があるでしょうか。

福島県の矢祭町では、日額制を取り入れて、日額3万円を支給しています。正規の議会活動のみに支給して、議員活動には支給せず、期末手当もありません。私としては、最終的には矢祭町と同じような金額にしていきたいと考えています。まず、報酬の減額、期末手当は、すべて廃止すべきです。もし廃止できないようなら期末手当の加算額、20%を削減するように提言すべきだと思います。

議員報酬は条例で決められた月額報酬 433,000 円(乙欄)から議員共済 69,280 円を差引いた 363,720 円です。実際の支給額は、そこから所得税 69,000 円を更に差引いた 294,720 円です。甲欄の場合は 353,600 円です。議員さんはこの額について、報酬が安い安いと言います。実際は、これに期末手当が3月、6月、12月に入ります。そうすると、年間の手取り額が乙欄の場合は 4,949,691 円、甲欄の場合が 6,059,981 円となります。この報酬以外に、各会派に対して一人当たり月額2万円の政務調査費が支給されます。さらに、年末調整で 1,124,094 円の還付金がありますので、もし報酬が安いというのであれば、この還付金も含めて判断していただきたいと思います。

退職一時金の関係ですが、議員共済を3年以上4年以下収めると1,629,466 円、4年を超え8年以下で 1,862,246 円支給されます。退職年金は12年(3期)務めて

年額1,238,400円で、以下年数に応じて額が上がり、30年以上で年額1,684,224円が支給されます。

今の月額報酬433,000円は高いと思いますので、せめて日額で矢祭町と同じように3万円、議員活動については支給しない。それは酷なので支給するというのであれば、生活保護基準が妥当だと考えています。

委員長： かなり厳しいご意見で、議員さんからは反論がありそうですね。この例にこだわらず、皆さんどのようなイメージを持っているでしょうか。

委員： この資料の額は、あきる野市の現状ですか。以前、資料を見たときに議長等は更に額が高かったと思うのですが。

委員： これは、一般議員の報酬額です。

委員： 以前から疑問を持っています。3人ぐらいの議員に、このような社会情勢なので、自発的に報酬額を下げたらどうかと質問したのですが、みんなうやむやで議員たちは定数を減らしたからよいと言います。しかし、定数と本人の報酬というのは別だと思えます。市の職員も減らしているときに議員だけ個人の報酬を減らさないのはおかしいと思えます。妥当な金額については分かりませんが、積極的に本人たちから行動してほしいです。

委員： とにかく、あきる野市の財政を元の姿にもっていくということで、この組織をつくったと思えます。市の執行部も職員も報酬を減額しているのに、議員は減らそうとしているのでしょうか。今回の選挙ではまったくそういった議論はありませんでした。まずは、議員が先頭に立ってやっていくということでなくてはだめです。

今回、委員長を先頭に提言を出して、市長にも頑張ってもらわないといけません。議員も先頭に立って周りが納得するような行動をとらないと、市の財政は再建できないと思えます。

委員： おっしゃるとおりだと思います。市長が10%カットしましたが、こういうものをやるには上からやらないと駄目です。

私は、従業員が600人程度の会社に勤務していましたが、赤字が出そうで厳しかった時に、役員報酬カットを提案しました。しかし、役員会がこれに反対しました。最終的には、報酬カットができましたが、そうしなければ部下はついてきません。

そのことを分かってもらうには、まず役員からやらないと駄目です。その上で福利厚生等の諸経費も削ることで、職員も大変だということが実感できるようになります。

しかし、あきる野市の場合は部下の方がカットされて、市長や管理職もカットされたにも関わらず、一番肝心の議員については、まちの置かれた現状認識が足りません。市の現状を分かってもらうためにも、少なくとも市長と同じ10%はカットしないと、市民に対して節約しろとはいえないと思えます。

この会議で厳しい意見が出ていると強力に言ってもらわないと実現できないと思えます。自ら報酬を減額して、厳しい財政状況であることを開示して、市民に認識させなければ、議論をしているだけでは何の意味もありません。これは、大きな問題なので、この会議の名前を使って強力に進めていただきたいと思えます。

委員長： 報酬の決定については、委員会や審議会のようなものがありますか。その組織について説明してください。

事務局： 特別職報酬等審議会というものがあまして、議員報酬等について、審議会の意見を聴くという形になっております。市内の公共的団体等の代表者、その他市民のうちから必要の都度、市長が任命する10名の委員によって審議することになっています。

委員長： そうすると、市長がそこに諮問してから、議会に提出する形になるのですね。

事務局： はい、そうです。

委員： 議員報酬の減額の賛否については、いろいろな考えを持った議員さんがいると思いますが、我々には、全く分かりません。情報公開法により、あきる野市でも情報公開していますが、議員が何をしているかについては、情報公開がされていません。議会の映像が出ているだけです。それで選挙があっても、その人が何をしているか分かりません。情報公開をすると言っていますが、議会のほかに委員会もあるので、それも放映すればよいと思います。それぞれの意見に対して、議員各自の発言、賛否がいつでも分かるようにすべきであり、選挙のときにもその議員さんが何をしたのかが判断できます。そういう意味での情報公開がされるべきだと思います。

民間であれば、普通、55歳を過ぎれば給料は下がります。議員は変わりませんが、民間は同じ仕事をしていても下がっていきます。若手を育てるためにも、例えば70歳になったら50歳の議員さんよりも報酬が安い、あきる野市へのボランティアの気持ちから安くてもやるような人が議員さんになるべきだと思います。

委員長： 議員さんと議論になると、議員活動では、これだけのことをしているという話をとうとうと説明してくれます。特に、革新系の議員さんとお話すると、これだけ生活を削って活動していると説明されるため、私もそうかと思ってしまうことがあります。

〇〇委員にお聞きします。あきる野市は、〇〇委員の言うように条例まで踏み込むべきでしょうか。

委員： 一生懸命やっている人もいますので、それが私たちにはっきり分かるようにしてから判断すべきだと思います。議員さんは、毎日そんなに忙しいのでしょうか。営業マンと同じで、何をやっているかよく分からないので、日報やそれが無理なら月報を出せばよいと思います。議員さんは、市民から雇われている存在なので、全議員が何をしているか市民に報告すべきです。

委員長： 若い感性でどのようなイメージをお持ちでしょうか。

委員： 選挙になるとバーと出てきて、普段は何をしているかよく分かりません。何のためにやっているのか、議員になったころには考えを持っていますが、慣れてしまっているようなことがあるのではないのでしょうか。若い方もいますが、年齢が高いため、新しい力がどんどん入ってくるようなサイクルができると良いと思います。

委員： 議会活動ははっきりしますが、議員活動は範囲が広くははっきりしません。これは、票集めだと思います。

委員： 以前、選挙前に公開質問状を出せないかという話がありましたが、却下になりました。選挙後の今、市の課題についてどう思っているか質問状を出せないでしょうか。今、議員さんが機能しているかどうか分かりませんが、本来は、重要な機能を持っていますので、その機能を果たしてもらうには、報酬が必要だと思います。そのために、我々は、選挙をしています。ただし、誰がどういうことをやっているか知る権利があると思います。

委員 長： 事務局としては、いかがでしょうか。

事務局： 議会事務局との相談になりますので、今は回答できません。

委員： 市民会議の提言は、市長に提出しますので、これをもとに市長が議員に報告し、それを放映すればよいと思います。我々が提言したものを、市長が議員さんにどう伝えるか、またそれに対して議員さんがどうこたえるか、そういうものを我々は見たいと思っています。

委員： 市長が給与を下げた、職員も十分とは思いませんが下げた。その中で、議員さんは町内会自治会に招かれたときに、お祝い金は出しませんということが会報等で回ってきました。そのような話を聞いても、議員さん方から見ると、自分たちの給与は高くないと思っていますが、それは大間違いであると思います。それを議員さんたちに納得させるためには、市の行財政が厳しい時に、市民も委員会等の費用弁償をカットして取り組むことも必要だと思います。

大上段からあれも出せ、これも出せというだけでは軋轢ができるだけで、何も効果はないと思います。この会議に参加している私は、所属団体全員の意見を代表しているわけではないので、公開質問状を出すには、市民みんなの議論とコンセンサスが必要だと思います。

委員： この会議の名前で公開質問状を出すのは難しいと思います。例えば、NPO法人等から議員活動の透明化というような大義名分で各議員に質問をして、その結果をオープンにすることは、いいのではないのでしょうか。

市との関係から、市民会議の委員長名であったとしても、公開の質問状を出すことは、難しいと思います。できれば選挙前に実施できればよかったです。

委員： 私自身は、議員の経験がありませんが、報酬が高いという意見など、一般的に議員の価値が低く見られています。しかし、本来は、すごい影響力があります。行政を変えることができるのは政治、議員であると思います。一市民ではできないような大きな影響力をもっていますので、報酬が高いとは思いますが、現状の活動から見ると、高いのではないかというご意見なのかなと思っています。

議員は、あきる野市の中でたった20名くらいです。職員と比べると少なく、これくらいの給料であれば、50歳台の職員の方なら十分もらっている額だと思いますので、それと比較すると決して高くないと思います。ただし、市長を始めとしてみんなが、減額等何かしている中ではどうなのかと思います。

〇〇委員のご意見のように、人数を減らして給与をアップして、質の高い人にやってもらうという考えもあると思いますが、選挙に勝たないといけないという宿命があります。今回、定数を3名減らしたから報酬をカットしなくていいというのは、ちょっと違うのかなと思いますが、給料が高いとは思いません。

委員 長： イギリスあたりでは、議員はよい意味でのエリートとして評価されています。当然のこととして、議員活動に見合う高給をいただいている現状があります。そのため、日本で槍玉に挙がっています。それが、何故なのかというのは大きな問題ですが、議員さんの地位が必ずしも尊敬の対象になっていない。そのことの反映なのではないでしょうか。それは、逆に言うと、選ぶ市民も悪いということになります。

議員により個人差はありますが、月のうちの相当日数は議員活動に充てており、

集票行動だというご意見もありますが、必ずしもそれだけではない側面もあります。

今日は時間がありませんので、〇〇委員からの提案については、委員長と副委員長が事務局と相談して、対策を検討したいと思います。なるべく早く方向付けを協議し、必要があれば皆さんにご意見を伺いたいと思います。

委員： この14名が市民を代表し、行政改革のためにいろいろ苦慮して、一つの方向性を出そうとしています。そういう中、あきる野市の再建のために、議員がいろいろと汗をかいて取り組んでいくということがなければ、ここでの様々な議論は何の意味もありません。

基本は、議員が汗をかくから職員も頑張ってくれということではなくてはだめです。選挙管理委員については、選挙があるときは相応の報酬をもらってもいいが、ないときでもたくさんもらっているのはだめです。この難局を乗り切るためには、他市がやっても、あきる野市は方針を打ち出して、実施すべきだと思います。

委員： 先日の西多摩新聞に経常収支比率が102.1%と出ていましたが、市として、いつまでにどれくらいに落とそうとしているのでしょうか。そのために、何を実施する予定なのでしょう。次回までにご説明してください。

委員： 行政改革の本丸は、職員をやる気にさせることにあると思っています。その弊害となっている原因は、公務員制度の中にある等級とか号俸という給与規定にあると思います。そこに手をつけるのは簡単ではないのかもしれませんが、それをしなければいけません。仕事をやってもやらなくても給与が変わらないのであれば、やるようにはならないと思います。そこに手をつけることはできるのでしょうか。調べていただきたいと思います。

事務局： 現在、給料等については、準備を進めています。次回までに資料を提出します。

委員： 地方公務員法全体を変えなくても、市町村単位でできるのでしょうか。

委員長： この件については、次回までに資料を出していただきたいと思います。

また、議会については報酬のみならず、議会改革そのものを見据えての検討を併せてやらないと、難しい問題もあると思います。

次回(第7回)は、9月18日(金)13時30分から開催しますので、よろしくお願ひします。

午後5時30分終了